

# 国民健康保険医療被保険者へのお知らせ

『平成24年4月1日から外来時の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります』

## ●外来時の窓口での医療費負担が軽減されます

従来、高額療養費は、医療費の自己負担分（医療費の1割～3割）が高額になったとき、国民健康保険（国保）に申請し、限度額を超えた分が払い戻される制度です。しかし、払い戻されるまでに時間がかかるため、その間、被保険者がいったん負担しなければなりません。被保険者の負担を軽減するため、すでに入院時には、窓口での支払いが限度額までとなっています。

平成24年4月1からは、外来時でも医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すれば支払いが下記限度額までとなります。

## ●70歳未満の人の自己負担限度額（月額）

| 所得区分     | 3回までの限度額                         | 4回目以降の限度額<br>(過去12か月間に高額療養費の支給が<br>4回以上あった場合) |
|----------|----------------------------------|-----------------------------------------------|
| 一般       | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%  | 44,400円                                       |
| 上位所得者    | 150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% | 83,400円                                       |
| 住民税非課税世帯 | 35,400円                          | 24,600円                                       |

## ●70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額（月額）

| 所得区分    | 自己負担割合 | 外来（個人単位）  | 外来 + 入院（世帯単位）                                                                                    |
|---------|--------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般      | 1割（※1） | 12,000円※2 | 44,400円※3                                                                                        |
| 現役並み所得者 | 3割     | 44,000円   | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <過去12か月間に、外来 + 入院（世帯単位）の限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円> |
| 低所得者Ⅱ   | 1割（※1） | 8,000円    | 24,600円                                                                                          |
| 低所得者Ⅰ   | 1割（※1） | 8,000円    | 15,000円                                                                                          |

（※1） 平成25年3月までは1割負担に据え置かれ、平成25年4月から2割負担に変更される予定です。

（※2） 平成25年4月から24,600円に変更される予定です。

（※3） 平成25年4月から62,100円（4回目以降は44,400円）に変更される予定です。

◎「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要な方は、高森町の担当窓口で事前に申請してください。申請方法や自己負担限度額など、詳しくは下記までお問い合わせください。